

今回の災害が原因で、遺族が以前に遺族（補償）等年金を受給していたり、亡くなった人が生前に傷病（補償）等年金を受給していた場合、  
①、⑤、⑥および会社の証明は不要

わかりやすく赤字にしているが実際には黒のボールペンで書く

会社に聞く

亡くなった人が生前に今回の災害が原因で傷病（補償）等年金を受給していた場合

会社が労災の一括適用をしており、被災者が実際に働いていた支社と労災に加盟している本社が異なる場合に書く、とのことだが常に書いておいてもよい

会社の所在地を管轄する労基署の名前を記入

就業先の平均賃金。別紙で計算した金額。既に他の給付の請求時に労基署に平均賃金を申告済みの場合は不要

会社を書いてもらう

様式第16号(表面)

業務災害用  
複数業務要因災害用

労働者災害補償保険  
葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書

① 労働保険番号					③ フリガナ 氏名 請求住所 死亡労働者の関係	ニホン ハナコ 日本 花子  さくら市さくら町1-2-3  妻
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		
〇〇	〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇		
② 年金証書の番号					④ フリガナ 死亡労働者の 所属事業場の 名称所在地	⑤ 負傷又は発病年月日  令和5年 2月28日 午前(後) 14時30分頃
管轄局	種別	西暦年	番号			
					ニホン タロウ 日本 太郎 (男・女)	⑦ 死亡年月日
					昭和60年 1月 1日(37歳)	令和5年 2月28日
			造船業			⑧ 平均賃金
			〇〇造船株式会社 〇〇市〇〇町4-1			10597円 30銭
⑥ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること						
さくら市〇〇工場で壁材と床材の板継ぎ作業に従事中、壁板が倒れ、壁板と定盤にはさまれ圧死した。						
④の者については、⑤、⑥及び⑧に記載したとおりであることを証明します。						
電話( ) —						
事業の名称						
年 月 日						
事業場の所在地						
事業主の氏名						
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)						
⑨ 添付する書類その他の資料名					死亡診断書	

上記により葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付の支給を請求します。

令和5年 4月 1日

〒123-4567

電話(012)345-6789

請求人の住所 さくら市さくら町1-2-3

氏名 日本 花子

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
〇〇	銀行 金庫 農協・漁協・信組	△△	本店・本所 出張所 支店・支所 普通・当座 第〇〇〇〇〇号 口座名義人 ニホン ハナコ

その他の（表面に労働保険番号を書いた会社以外の）  
 就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。  
 他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、  
 別会社の平均賃金算出のための別紙の提出も不要

様式第16号(裏面)

⑩その他就業先の有無	
有 (ただし表面の事業場を含まない)	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
無	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号(特別加入)	加入年月日 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	給付基礎日額 2,123.45 円

会社へ聞く →

事業主や一人親方など  
 特殊な立場で労災に加盟  
 しているときに書く

別会社の平均賃金。  
 別紙で計算した金額

[注意]

1. 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
2. ②には、死亡労働者の傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
3. ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
4. 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑧に記載すること。(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
5. 死亡労働者に関し遺族補償給付若しくは複数事業労働者遺族給付が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金若しくは複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、①、⑤及び⑥は記載する必要がないこと。事業主の証明は受ける必要がないこと。
6. 死亡労働者が特別加入者であった場合は、⑧にはその者の給付基礎日額を記載すること。
7. この請求書には、労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類を添えること。
8. 死亡労働者が特別加入者であった場合には、⑤及び⑥の事項を証明することができる書類を添付すること。
9. 遺族補償給付又は複数事業労働者遺族給付の支給の請求書が提出されている場合には、7及び8による書類の添付は必要でないこと。
10. ⑩の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
11. 複数事業労働者葬祭給付の請求は、葬祭料の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
12. ⑩「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者葬祭給付の請求はないものとして取り扱うこと。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			( ) —